

# 愛知県家畜疾病経営維持資金融通事業実施要領

(平成 16 年 3 月 31 日付け 15 畜第 803 号 制定)  
(平成 21 年 7 月 24 日付け 21 畜第 3163 号 一部改正)  
(平成 31 年 4 月 1 日付け 31 畜第 841 号 一部改正)  
(令和元年 5 月 7 日付け 31 畜第 963 号 一部改正)  
(令和 2 年 11 月 30 日付け 2 畜第 901 号 一部改正)  
(令和 7 年 6 月 25 日付け 7 畜第 100 号 一部改正)

## 第 1 趣旨

- 1 家畜疾病の発生時等における畜産経営の継続及び維持や再開に必要な家畜の導入、飼料等資材の購入等に要する資金を円滑に導入するため、畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農畜機第 4699 号、以下「実施要綱」という。）別添 2、家畜疾病経営維持資金融通事業実施要領（平成 25 年 2 月 27 日付け 24 年発中畜第 949 号-2、以下「中畜要領」という。）に定めるもののほか、本要領の定めるところにより事業を実施するものとする。
- 2 家畜疾病経営維持資金（以下「本資金」という。）の融通にあたっての畜産経営維持計画（以下「経営計画」という。）及び経営安定計画の作成については、融資機関、県農林水産事務所（以下「事務所」という。）、県家畜保健衛生所（以下「家保」という。）及び県農業水産局畜産課（以下「畜産課」という。）は、相互に連携して農家指導等を行うものとする。

## 第 2 融資機関

- 1 クイック融資メニュー以外  
農業協同組合、愛知県信用農業協同組合連合会、農林中央金庫並びに知事が指定する銀行及び信用金庫とする。
- 2 クイック融資メニュー  
農業協同組合、愛知県信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 9 条の 9 第 1 項第 1 号及び第 2 号の事業を併せ行う協同組合連合会とする。

## 第 3 借入申請手続き

- 1 借入希望者
  - (1) 本資金の借入を希望する者（以下「借入希望者」という。）のうち経営再開資金（クイック融資メニューを除く。）の借入希望者は、経営計画（実施要綱別添 2 別紙様式第 1-1 号）を、経営継続資金及び経営維持資金の借入希望者は、経営計画（実施要綱別添 2 別紙様式第 1-2 号）を、また、クイック融資メニューの借入希望者は、経営安定計画（実施要綱別添 2 別紙様式第 1-3 号）を作成しなければならない。  
なお、作成にあたって、事務所又は家保の指導等を受けることができる。
  - (2) 借入希望者は、(1) により作成した経営計画又は経営安定計画を融資機関に提出するものとする。
- 2 融資機関
  - (1) 債務保証の調整
    - ア クイック融資メニュー以外  
1 の (2) により経営計画の提出を受けた融資機関は、債務保証を要する場合は、別紙様式第 1-1 号により、愛知県農業信用基金協会（以下「県基金協会」という。）にその写しを送付の上、債務保証について調整を行うものとする。
    - イ クイック融資メニュー  
1 の (2) により経営安定計画の提出を受けた融資機関は、債務保証を要する場合は、別紙様式第 1-2 号により、県基金協会にその写しを送付の上、債務保証について調整を行うものとする。

## (2) 承認申請

### ア クイック融資メニュー以外

経営計画について、融資審査を終えた融資機関は、別紙様式第2-1号により、当該計画に係る資金の効果等の意見を付して、借入希望者の事業地を所管する事務所（名古屋市内にあっては、畜産課。以下同じ。）へ、原則一週間分を取りまとめ、翌週の月曜日に、承認申請を行うものとする。

### イ クイック融資メニュー

経営安定計画について、金融機関は、原則、提出を受けてから5業務日程度の期間で、融資審査及び別紙様式第2-2号による借入希望者の事業地を所管する事務所への承認申請を行うものとする。

## 第4 計画の承認

### 1 クイック融資メニュー以外

#### (1) 実施要綱別添2第3の3の(5)に該当する場合

ア 第3の2の(2)のアにより経営計画の提出を受けた事務所は、必要に応じて借入希望者の事業地の市町村及び家保等へ意見照会等を行い、その計画の妥当性を審査するものとする。

イ 事務所は、アの審査の結果、経営計画が妥当であると認めるときは、これを承認することとし、融資機関を通して借入希望者に対してその旨を通知する（別紙様式第3-1号及び第4-1号）とともに、県基金協会、借入希望者の事業地の市町村及び家保並びに畜産課へ通知するものとする（別紙様式第5-1号及び第6-1号）。

ただし、その経営計画が妥当でないと認めるときは、融資機関を通して借入希望者に対してその旨を通知するものとする（別紙様式第3-2及び第4-2号）。

なお、融資機関は、経営計画の承認前までに借入希望者から経営計画の取下げがあったときは、速やかに事務所へその旨の申し出を行うものとする（別紙様式第13-1号）。

ウ イにより通知を受けた畜産課は、その承認事項を取りまとめの上、公益社団法人中央畜産会（以下「中央畜産会」という。）へ報告するものとする。

#### (2) 実施要綱別添2第3の3の(5)に該当しない場合

ア 第3の2の(2)のアにより経営計画の提出を受けた事務所は、必要に応じて借入希望者の事業地の市町村及び家保等へ意見照会等を行い、その計画の内容が妥当であると認められる場合は、資金の効果等の意見を付して、畜産課へ提出するものとする（別紙様式第7号）。

イ アにより提出を受けた畜産課は、中央畜産会を経由し、独立行政法人農畜産業振興機構へ提出するものとする。

ウ イの提出により、独立行政法人農畜産業振興機構から承認通知を受けた場合、畜産課は、速やかにその内容を、事務所に対し通知するものとする（別紙様式第8号）。事務所は、1の(1)のイに準じ、関係機関等へ通知するものとする（別紙様式第3号、第5号及び第6号）。

### 2 クイック融資メニュー

(1) 第3の2の(2)のイにより経営安定計画の提出を受けた事務所は、原則、提出を受けてから3業務日程度の期間で、必要に応じて借入希望者の事業地の市町村及び家保等へ意見照会等を行い、その計画の妥当性を審査するものとする。

(2) 事務所は、(1)の審査の結果、経営安定計画が妥当であると認めるときは、これを承認することとし、即日、融資機関を通して借入希望者に対してその旨を通知する（別紙様式第3-3号及び第4-3号）とともに、必要に応じて県基金協会、借入希望者の事業地の市町村及び家保並びに畜産課へ通知するものとする（別紙様式第5-2号及び第6-2号）。

ただし、その経営安定計画が妥当でないと認めるときは、即日、融資機関を通して借入希望者に対してその旨を通知するものとする（別紙様式第3-4及び第4-4号）。

なお、融資機関は、経営安定計画の承認前までに借入希望者から経営安定計画の取下げがあったときは、速やかに事務所へその旨の申し出を行うものとする（別紙様式第13-1号）。

2号)。

- (3) (2)により通知を受けた畜産課は、その承認事項を取りまとめの上、中央畜産会へ報告するものとする。

#### 第5 融資機関の指定

第4の1の(1)のイにより通知及び(2)のアにより提出を受けた畜産課は、当該融資機関が銀行及び信用金庫である場合には、当該融資機関に対し実施要綱別添2第3の2の(1)のエの(エ)による融資機関に指定した旨の通知(別紙様式第9号)をするとともに、その融資機関を取りまとめ、速やかに愛知県信用農業協同組合連合会及び中央畜産会へ通知するものとする(別紙様式第10号)。

#### 第6 貸付の実施

- 1 第4により経営計画又は経営安定計画の承認を受けた場合において、融資機関は、本資金を貸付けることができるものとする。  
なお、貸付実行前までに借入希望者から経営計画承認の辞退又は経営安定計画承認の辞退があったときは、速やかに事務所へその旨の申し出を行うものとする(別紙様式第14-1号又は第14-2号)。
- 2 融資機関は、1により貸付を行おうとする際に、その状況を取りまとめ、計画承認の通知を受けた事務所へ提出し、確認を受けるものとする(別紙様式第11号)。
- 3 2により確認を行った事務所は、その内容について、確認を行った週の翌週末までに畜産課へ提出するものとする(別紙様式第12号)。

#### 第7 事務の統括

この事業に関する事務は、畜産課が統括する。

#### 第8 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、愛知県農業水産局長が別に定めるものとする。

#### 附則

- 1 この要領は、平成16年3月25日から適用する。
- 2 この要領の制定に伴い、愛知県家畜疾病経営維持資金融通事業実施要領(平成14年4月1日付け14畜第55号愛知県農林水産部長通知)は廃止する。

#### 附則

- 1 この要領は、平成21年7月24日に施行し、平成21年6月9日から適用する。

#### 附則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から適用する。

#### 附則

- 1 この要領は、令和元年5月7日から適用する。

#### 附則

- 1 この要領は、令和3年1月1日から適用する。

#### 附則

- 1 この要領は、令和7年6月25日から適用する。